

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

税務署受付印		適格分割型分割等による 一括償却資産の引継ぎに関する届出書		
		<input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人 (フリガナ) 法人名 納税地 〒 電話() -		
平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 代表者 氏名 代表者住所 〒 事業種目 業		
連(届出の対象が連続子法人である場合に限り記入) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	<input type="checkbox"/> 代表者 氏名 代表者住所 〒 事業種目 業			
	整理番号 部門 決算期 種類番号 整理簿			
	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
	適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記			
	法人名 納税地 代表者氏名			
	適格分割型分割等の日			
年 月 日				
一括償却資産を事業の用に供した事業年度 帳簿価額 一括償却対象額		. . . 円 円 円 . . . 円 円 円		
(その他参考となるべき事項)				
税理士署名押印		㊞		
※ 税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考				

15.00 改正

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)

税務署受付印		適格分割型分割等による 一括償却資産の引継ぎに関する届出書		
		<input type="checkbox"/> 代表者 氏名 代表者住所 〒 事業種目 業		
平成 年 月 日				
連(届出の対象が連続子法人である場合に限り記入) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	<input type="checkbox"/> 代表者 氏名 代表者住所 〒 事業種目 業			
	整理番号 部門 決算期 種類番号 整理簿			
	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
	適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎについて、法人税法施行令第133条の2第7項の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
	法人名 納税地 代表者氏名			
	適格分割型分割等の日			
年 月 日				
一括償却資産を事業の用に供した事業年度 帳簿価額 一括償却対象額		. . . 円 円 円 . . . 円 円 円		
(その他参考となるべき事項)				
税理士署名押印		印		
※ 税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考				

14-07

(規格A4)

改 正	後	改 正	前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)		(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)	
<p style="text-align: center;">適格分割型分割等による 一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割型分割等(適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。第133条の2第7項《適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割型分割等の日以後2月以内に納稅地の所轄稅務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□に印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納稅地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の2第6項第2号口に規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「帳簿価額」欄は、適格分割型分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>		<p style="text-align: center;">適格分割型分割等による 一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割型分割等(適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「令」といいます。)第133条の2第7項《適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割型分割等の日以後2月以内に納稅地の所轄稅務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ令第133条の2第6項第2号口に規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(2) 「帳簿価額」欄は、適格分割型分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(3) 「一括償却対象額」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(4) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	